

耐震工事・老朽放置建物の除却を補助します

■木造住宅耐震工事の補助
大きな地震から命を守るため、木造住宅の耐震化に係る費用を補助します。

また、耐震工事の補助に必要な耐震診断(住宅の安全性を診断)や耐震設計・監理(補強箇所の設計図書を作成・工事監理)を無料でを行います。



▼対象住宅

- ①町内で、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
- ②併用住宅の場合、住宅以外の用途の床面積が半分以下の住宅
- ③2階建て以下の住宅で、延べ床面積が500㎡以下の住宅
- ※木造は柱・梁などで建てられた軸組み工法に限る

※令和9年2月26日(金)までに工事を完了できるものに限る。

▼対象者

住宅の所有者か、所有者と親子関係にある人

▼受付開始日

5月1日(金)

※予算の範囲内で先着順

▶まちづくり課都市デザイン係
☎985-4136

■老朽放置建物除却の補助

建物倒壊による災害などを防止するため、左の費用を補助します。

①新立・本村の一部地区

町に寄付する土地にある建物を除却する費用(全額)

②町内全地区

倒壊する恐れがある空家を除却する費用(一部)



▼対象建物

左の全てを満たす建物

- ①敷地内に所有者、管理者や占有者がおらず放置されている建物
- ②倒壊の恐れがあり、倒壊した場合、周辺に悪影響を及ぼす建物

※令和9年2月28日(日)までに工事を完了できるものに限る。

▼対象者

建物除却の権限を持つ人

▼受付開始日

5月1日(金)

※予算の範囲内で先着順

▶まちづくり課住宅係
☎985-4122

5月27日(水)から予約開始 デマンドタクシーの本格運行が開始します

高齢者などの移動手段の確保と地域交通の充実を図るため、令和7年に実施したデマンドタクシーの実証運行の結果などを踏まえ、6月1日(月)よりデマンドタクシーの本格運行を開始します。

▼デマンドタクシーとは

利用者の予約に応じて運行ルートを設定する、定額制の相乗りタクシーです。

需要に応じて運行時間やルートが決まるため、町内の希望する場所で行うことができます。町外に住んでいる人も利用可能です(運行区域は町内に限る)。

▼ショートムービー公開中

松前町公式YouTubeチャンネルで、ショートムービー(下のQRコード)を公開中です。ぜひご覧ください。



▼運行日時

6月1日(月)～(平日のみ)8時30分～17時(最終乗車16時)

▼料金

1人1回あたり400円(小学生200円、未就学児無料)

▼定員

4人(大人換算)

▼予約開始日

5月27日(水)

予約方法 左の予約先へ電話するか、みきゃんアプリで予約する

▼予約可能日(電話・アプリ共通)

乗車希望日の5日前～前日16時 ※月曜日の利用は土曜日までに要予約

▼予約受付時間

電話 9時～16時
みきゃんアプリ 24時間

●利用例

- ・バス停や駅まで歩くのが困難な人
- ・交通手段がなく、外出をちゅうちょしていた人
- ・町内の病院や店に行きたい人
- ・目的の地まで直接行きたい人
- ・子どもの習い事の送迎
- ・みきゃんアプリで予約するにはみきゃんアプリのインストールと松前町公式LINEアカウントの友達登録が必要です。詳細は町ホームページ(左のQRコード)を確認してください。

▶まちづくり課都市デザイン係
☎985-4103

ブロック塀などの安全対策費を補助します

地震による倒壊を防ぐため、避難路に面したブロック塀などの安全対策工事費用を補助します。

▼対象物

左の全てを満たすもの

- ①点検チェックポイントにより安全対策が必要と判断されたもの
- ②避難路に面するもの
- ③建て替える場合は、安全な構造となるもの

※令和9年2月26日(金)までに工事を完了できるものに限る。

▼対象者

ブロック塀などがある土地の所有者など

▼受付開始日

5月1日(金)

※予算の範囲内で先着順

▶まちづくり課都市デザイン係
☎985-4136

みんなで郷土をきれいにしましょう

町内の公共の場所にあるごみや雑草などを取り除く「郷土を美しくする清掃」を行います。

この清掃活動は、昭和45年から続く歴史ある取り組みです。私たちの住むまちを自分たちの手できれいにしましょう。

▼日時

6月6日(土) 9時～

※雨天時は、6月20日(土)に延期します。

▼場所

塩屋海岸、北黒田・新立海岸、松前港内港、行政区の指定場所など

▼昨年の北黒田・新立海岸の様子



※参加申し込みは不要です。

▶まちづくり課生活環境係
☎985-4117

「第3期まつやま圏域未来共創ビジョン」を策定しました

将来像

～四国カルストから道後、瀬戸内へ～
やま・まち・うみ・ひと、暮らし彩るみんなの松山圏

主な基本方針

- ・市町の特長をいかした一体的な産業振興と企業活動支援
- ・山・街・海をつなぐ広域観光の推進
- ・安全・安心の圏域づくり
- ・圏域住民の活力創出
- ・地域レジリエンスの強化
- ・暮らしたい・戻りたいと思える圏域づくり
- ・圏域内行政サービス効率化などの推進

松前町では、松山連携中枢都市圏の構成団体として、松山市、伊予市、東温市、久万高原町、砥部町と将来的に実現したい「ビジョン」に基づき、さまざまな取り組みを進めています。令和12年度までの第3期ビジョンでは、インバウンド誘客や災害対応などの連携を強化し、広島京都都市圏との交流を拡大するなど、引き続き、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域の活性化と持続的な発展に向け、圏域の市町と積極的に連携し、さまざまな施策を推し進めていきます。



▶まちづくり課企画戦略係 ☎985-4103

がん治療に伴うウィッグなど アピアランスケア用品の購入費を補助します

がん治療に伴い購入するアピアランス(外見)ケア用品の購入費用を補助します。

▼対象者 町に住民登録があり、医療機関でがんと診断された人

▼対象のアピアランスケア用品
①がん治療の副作用に伴い脱毛した人が着用するかつらや髪付き帽子など

②医療機関で行う、がん治療の副作用による脱毛を抑制するための治療に用いる器具

③手術療法により乳房を切除した

人が着用する乳房の形を補正するための下着や人工乳房

▼補助額 対象の用品ごとに1人1回まで 購入費用の2分の1 ※上限3万円

▼申請方法 詳細は、町ホームページ(下のQRコード)を確認してください。

▼締め切り 購入日から1年以内。

▼申請先・問い合わせ 健康課健康増進係
☎985-4118



高齢者に関する法律相談

相談してみませんか

町に住民登録がある65歳以上の人の法律に関すること(債務、相続、成年後見制度など)を弁護士に相談し、アドバイスをもらうことができます。相談は予約制で、原則1組1回(30分程度)です。予約時に相談内容をお伺いし、相談受付票を作成します。

▼日時 毎月第3木曜日 15時～16時
※5月と2月は第3火曜日(5月19日、6月18日、7月16日、8月20日)

9月17日、10月15日、11月19日、12月17日、1月21日、2月16日、3月18日)変更の可能性あり

▼場所 庁舎1階 相談室

▼対象 町に住民登録がある65歳以上の人、その家族

▼定員 各日2人程度(予約制)

▼料金 無料

▼予約方法 電話または窓口

▼予約先・問い合わせ 福祉課地域包括支援センター係
☎985-4205

運動・栄養のコラボで認知症予防 脳活トレーニング講座

運動は生活習慣病予防や健康寿命を延ばすのに有効な健康法です。しかしこのような形をした運動用具「ラダー」を使った有酸素運動と脳の運動を組み合わせることで脳の機能がより活性化します。

専門家からトレーニングや認知症予防の食生活などを学んでみませんか。間違えながら、笑いながら、脳活トレーニングをしましょう。



▼日時 6月15日、29日、7月13日、27日、8月10日、24日(いずれも月)
9時30分～11時30分
※受け付けは9時

▼場所 文化センター2階 ふれあい展示室

▼対象 町に住民登録がある65歳以上の人

▼内容 認知症予防の運動と食生活、脳を活性化する生活と食べ方、記憶力と集中力を高める食事など

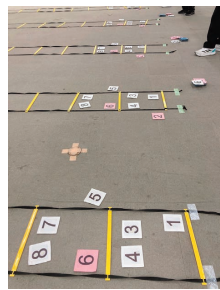


▼定員 30人(先着順)

▼参加費 無料

▼申し込み方法 左の申込先に電話するか、インターネット(下のQRコード)から申し込む。

▼申込期限 6月5日(金)



▼申込先・問い合わせ 福祉課地域包括支援センター係
☎985-4205

令和8年度 まっさき健康ポイント参加者募集

ウォーキング、健康診断、写真投稿などにより健康ポイントをとめます。ためたポイントは、最大3000円分の商品券と交換できます。

- ▶対象 町に住民登録がある18歳以上の人(高校生は除く)
- ▶実施期間 6月1日④～12月23日④まで ※途中参加可能
- ▶定員 250人(先着順)
- ▶参加方法

- スマートフォンで参加する場合
- ①令和7年度に参加していた人 令和7年度のマイページから申し込む。
- ②新規に参加する人 町ホームページ内(右のQRコード)の専用フォームから申し込む。

- ポイントカードで参加する場合 健康課窓口で申し込む。
- ※ポイントカードでは集められないポイントがあります。
- ▶商品券への交換期間 令和9年2月1日④～26日④ 8時30分～17時15分(土日祝除く)
- ▶商品券の交換窓口 健康課総務係

詳細は町ホームページ(下のQRコード)を確認してください。



健康課総務係 ☎985-4153

国民年金の任意加入制度を知っていますか

老齢基礎年金を受給するには、国民年金保険料の納付済み期間や免除期間などが10年以上必要です。また、20歳から60歳までの40年分の保険料を納めなければ満額受給はできません。

60歳までに受給資格を満たしていない場合や、納め忘れなどで納付済み期間が40年に満たない場合は、原則65歳になるまで任意加入することができます。保険料の納付方法は、原則口座振替です。左の必要書類を持って窓口にお越しください。

▼必要書類 年金手帳や基礎年金番号通知書または個人番号が確認できるもの、預金通帳、口座の届け出印

●松山西年金事務所 ☎925-5105

●町民課住民係 ☎985-4106

「明るい人権の町づくり大会」を開催します

全ての町民が多様な価値観を認め合い、共に支え合って安心して暮らせる社会を目指し「明るい人権の町づくり大会」を開催します。申し込みなどは不要です。ぜひご参加ください。

▼内容 開会行事
13時～ 13時25分
町内中学生による人権発表
14時～ 映画上映
「フロントライン」
16時10分 閉会

▼日時 5月23日(土)
13時～16時10分
※受け付けは12時30分

▼場所 文化センター広域学習ホール

▼料金 無料



●社会教育課人権教育係
☎985-4137

令和7年度フレッシュBOXに66件 貴重なご意見ありがとうございました

令和7年度中に、フレッシュBOX OX（意見箱）に寄せられたご意見やご要望は66件でした。

この制度は、町民の皆さんの町政に対するご意見から施策などを見直し、松前町をより暮らしやすい町にしていこうとするものです。寄せられたご意見には、担当課を通じて文書や電話などで可能な限り回答し、改善を目指します。※個人情報取り扱いに注意し、広報紙などで紹介することがあります。

【7年度改善例】
（要望）閲覧板の閲覧中に自身が散在してしまふことがあり、困っている。チャック付き袋を導入してはどうか
（対応）ご意見のとおり、雨の日に

【意見・要望方法】
▼フレッシュBOX 庁舎1階ロビー設置のBOXに投函
▼郵送 〒791-3192
松前町大字筒井631番地
松前町役場 総務課広報広聴係
▼FAX 985-4148
▼インターネット フレッシュBOX電子版(下のQRコード)から送信



寄せられた意見の内訳	
保険・医療・福祉	3件
道路・水路整備	9件
環境・ごみ問題	3件
教育・文化	1件
施設管理	5件
防災	2件
窓口対応など	4件
その他	39件
合計	66件

総務課広報広聴係 ☎985-4132

農業での野焼きのご理解を

【町民の皆さんへ】
廃棄物の焼却は法律で禁止されていますが、左のように農業を営むために、やむを得ないものは例外で認められています。

- 稲わら、麦わらなどの焼却
- 害虫駆除のための枯れ草の焼却
- 野焼きの必要性
麦わらなどを焼却して田んぼにすき込むことにより、地力を高めて収穫量を向上させることを目的に行われています。特に本町で多い二毛作では、次の作物の播種までの期間が非常に短いことから、麦わらなどをより早く分解させるために野焼きを行います。

町民の皆さんは、農業を営むためにやむを得ない野焼きに対して、ご理解をお願いします。

【農家の皆さんへ】
野焼きを行う場合は、左の点を守りましょう。

- ▼実施前
1 消防署に届け出をする（消防署が事前に知るためのもので、野焼きを容認するものではありません。電話・口頭も可能です）。
- 2 周囲の住宅環境に配慮し、声掛けを行うなど苦情が出ないよう努め、目を離さず焼却できる体制を組む。
- 3 わらや草はよく乾燥させ、大量の

煙が出ないように工夫する。

- 4 すぐに消火できるように水バケツ、消火器などを準備する。
- 5 風向きを十分考慮し、風が強い日や空気が乾燥している日は避ける。
- 6 夜間は実施しない。
- 7 もみ殻の野焼きを実施する場合は、近隣に住宅がない場所で行う。

日中で作業を終わらせ、消火したことを必ず確認する。

▼実施中
強風の場合は中止する。

▼実施後

●林野火災注意報・警報について
林野火災警報の発令時は野焼きなどの屋外での火の使用は禁止です。実施した場合は罰則があります。林野火災注意報・警報の発令状況は伊予消防等組合消防本部ホームページで確認できます。

●産業課農業水産振興係
松前消防署
☎984-3404
☎985-4119



障がいがある人の 自動車税・軽自動車税を免除します

▼対象 障がい者本人が所有する自動車（18歳未満の人または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、その人と生計を二にする家族の所有車も含む）を左のいずれかの人が運転する場合 ※1台に限る。

①障がい者本人 ②障がい者と生計を二にする家族 ③障がい者だけの世帯の障がい者を常時介護する人

▼申請に必要なもの
【共通】①減免申請書②各種手帳③運転免許証（運転者のもので、かマイナ免許証（読み取り可能なスマートフォンが必要）、マイナ免許証を読み取った免許情報の写真）

【軽自動車税のみ】①納税通知書②車両所有者のマイナンバーカードかマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類（運転免許証など）③本人確認書類（運転免許証など）

人以外が運転する場合は、生計同一証明書か常時介護証明書
【自動車税のみ】①自動車検査証②本人以外が運転する場合は①生計同一証明書か常時介護証明書②通学・通園・通所証明書、通院証明書か通学・生業証明書（いずれも条件あり）
※戦傷病者手帳を持っている人はお問い合せください。
▼申請期限・申請先・問い合わせ
【自動車税】5月25日（月）
中予地方局 課税課自動車税担当
☎050-1794-5832
【軽自動車税】6月1日（月）
松前町役場 税務課町民税係
☎985-4110
※今年度より、軽自動車税の納税証明書（継続検査用）の発送を廃止し、減免決定通知のみ発送します。

◎身体障がい者手帳の区分 ※対象となる範囲

障がいの区分	本人が運転	生計同一者、常時介護者
視覚障がい	1級～4級	
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能・言語障がい・そしゃく機能の障がい	3級 (障隠しのみ)	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前 の非進行性脳 病変による 運動機能障がい	1級・2級	
上肢機能 移動機能 機能	1級～6級	1級～3級
心臓機能障がい		
じん臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこう・直腸の機能障がい	1級・3級	
小腸の機能障がい		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		
肝臓機能障がい	1級～3級	

◎療育手帳の区分 A判定
◎精神障害者保健福祉手帳の区分 1級

Biz Guide Masaki

まさきの旬なビジネス情報をお届け

「ロカジ松前校」第2期生成果報告会を開催しました！

3月27日、文化センターで「ローカルビジネスカレッジ松前校（ロカジ松前校）第2期生の成果報告会が開催されました。関係者やビジネスに関心のある来場者など約40人が集まり、受講生11人による熱意あふれる事業発表が行われました。

第2期となる今回は、アイデアを育てる「インキュベーター」、事業を軌道に乗せる「エントリー」、さらなる成長を目指す「アップデート」の3つのステージに分かれて発表を実施。約4カ月間のハードな学びを経て、当初は「卵」のようだったアイデアが具体的なビジネスへと進化した姿に、会場からは「挑戦するための



刺激をもらった」といった感動の声が多く寄せられました。また、今回は第1期生がコメンテーターを務め、世代を超えた起業家同士の「横の繋がり」が深まる場となりました。町では引き続き「BizG Masaki」などとおとして、地域のビジネスを全力で応援します。

ロカジ3期生募集 締め切り間近

- ▶開催日程 6月～9月
- ▶募集定員 8人
- ▶受講料 無料
- ▶応募方法 専用ページ(上のQRコード)の申し込みフォームから申し込む
- ▶締め切り 5月8日(金)

中小企業対象

人材確保支援事業費補助金

物価高騰、人件費の上昇、労働人口の減少などにより事業者における人材確保が一層困難となっている状況を踏まえ、中小企業の採用活動に要する経費について補助金を交付します。

詳細な内容については、町ホームページ（下のQRコード）で確認してください。



▼対象

継続的な事業活動や正規従業員の求人を行っている者で、左のいずれかに該当する者

- ・町内に本店を置く中小企業者
- ・町内に本店を置くか、住所がある個人事業主
- ・町内に主たる事務所を置く医療法人、学校法人、農業法人など

▼対象経費

左の事業に要する経費

- ①就職情報サイト、求人情報誌その他求人広告への求人情報の掲載
- ②人材紹介サービスか人材マッチングサイトの利用
- ③求人動画かチラシの制作
- ④合同企業説明会、採用面接会などへの出席

▼補助金額

対象経費の2分の1以内の額（上限30万円）

※ひめボス認証事業所などの労働環境配慮に関する認定を受けている場合、補助率を3分の2に、上限額を40万円にそれぞれ引き上げます。

▼申請方法

左のいずれかの方法で行ってください。

- ①Webフォームによる申請
- ②郵送による申請
- ③窓口申請

▼締め切り 12月25日（金）

※郵送の場合は、締め切り日の当日消印有効
※申請期間内でも予算上限に達し次第、受け付けを終了することがあります。



中小企業対象

奨学金代理返還支援制度導入促進奨励金

従業員などに代わって独立行政法人日本学生支援機構に奨学金を返還する「奨学金代理返還支援制度」を導入した事業者に対し、当該制度を導入する費用を軽減する目的で奨励金を給付します。

▼対象要件

- ①左のいずれかに該当する者
- ・町内に本店を置く中小企業者
- ・町内に本店を置くか、住所がある個人事業主
- ・町内に主たる事務所を置く医療法人、学校法人、農業法人など
- ②4月1日以降に日本学生支援機構から貸与された奨学金を対象とする返還支援制度を就業規則、賃金規程などで定め、従業員に周知している
- ③申請から5年以内に雇用保険の被保険者となる従業員を雇用する意思があるか、返還支援制度の対象となる従業員が1人以上在籍している
- ④町ホームページなどで事業者名、所在地、奨学金代理返還制度の内容などを公表することに同意する
- ⑤公共職業安定所、職業紹介事業者や自社のホームページを通じて提供する求人に関する情報に奨学

▼奨励金額

30万円（定額）

▼申請方法

左のいずれかの方法で行ってください。

- ①Webフォームによる申請
- ②郵送による申請
- ③窓口申請

▼締め切り

令和9年3月5日（金）

※郵送の場合は、締め切り日の当日消印有効
※申請期間内でも予算上限に達し次第、受け付けを終了することがあります。



問 産業課商工振興係

☎ 985-4120

問 産業課商工振興係

☎ 985-4120